



ここが知りたいEPA解説ウェビナー②

日本貿易振興機構(ジェトロ)
海外調査部上席主任調査研究員 長島忠之

2021年11月17日

EPA特恵税率を適用するための3条件

条件①EPA特恵税率

輸出入される产品に関し、EPA特恵税率が設定されていること

条件②原产地基準

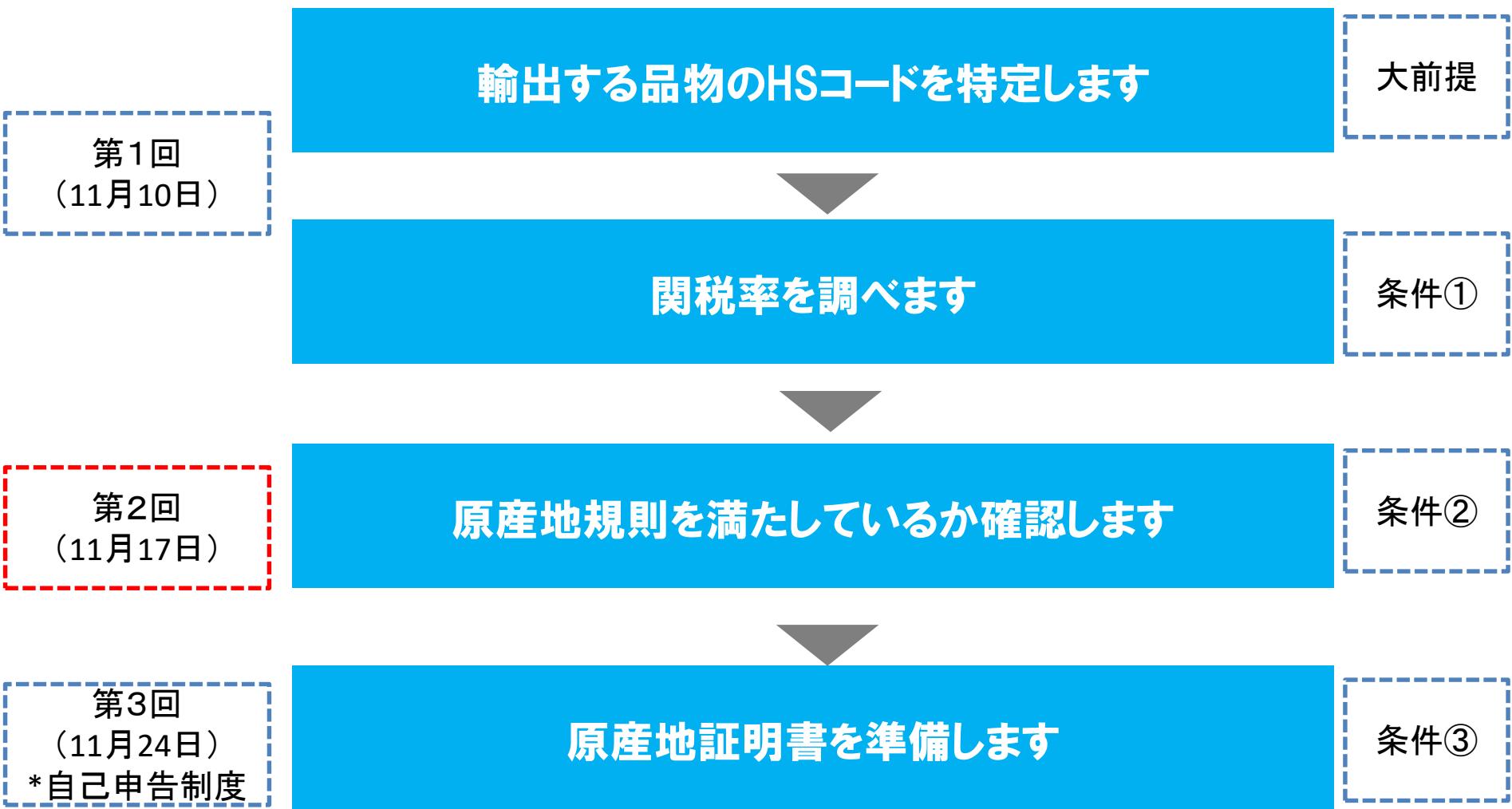
生産された貨物が、「原産品」であると認められること(=原产地基準を満たしていること)

条件③手続的要件

税関に対して、原产地証明書または原産品申告書等及び(必要に応じ)運送用件証明書(*)を提出するなど、必要な手続きを行うこと

(*)運送の途上で「原産品」という資格を失ってないこと(=原則として直送されることが必要な積送基準を満たしていること)

EPA利用の流れ



EPA原産品の大原則

EPA協定締結国内で最終製造・加工がなされる



EPA協定締結国内で一定の「付加価値」がついた等の要件を満たす



各EPAで定められた原産地規則を理解することが必要
(同じ品目であってもEPA毎に異なる原産地規則となっている場合がある)

(例) 日EU・EPA

日EU・EPA
締約国内



日本またはEU域内で生産されていない产品（「非原産品」）は特惠税率の対象外。



日本又はEU内生産品



日本又はEU内で生産され、かつ、一定の「付加価値」が付いた等の要件を満たした产品（「原産品」）は特惠税率の対象となる。

EPA原産品として認められるか？？？

日本で生産しているから…

➡ 材料の多くをEPA締結国以外の国から調達している場合は？？？

材料を日本のサプライヤーから全て購入しているから…

➡ サプライヤーの生産拠点がEPA締結国以外の国である場合は？？？

「Made in Japan」のラベルを貼れるから…

➡ 他の制度でMade in Japanと認められることと、EPAの原産地規則とは無関係

【日本の経済連携協定(EPA)締結状況→重層化】

EPA	発効年・月	EPA	発効年・月
シンガポール	2002.11	スイス	2009.09
メキシコ	2005.04	ベトナム	2009.10
マレーシア	2006.07	インド	2011.08
チリ	2007.09	ペルー	2012.03
タイ	2007.11	オーストラリア	2015.01
インドネシア	2008.07	モンゴル	2016.06
ブルネイ	2008.07	TPP11	2018.12
ASEAN	2008.12	EU	2019.02
フィリピン	2008.12	英國	2021.01
		RCEP	2022.01

日ASEAN・EPA(発効国)

TPP11加盟国(発効国)

RCEP(批准書等寄託済み)

TPP11加盟国(未発効国)

RCEP(批准書等未寄託)

点火プラグ(8511.10)のEPA特恵税率を確認すると… (例:タイ、ベトナム、メキシコ)

国名	種別	税率
タイ	一般税率(MFN)	10%
	日タイEPA	0%
	日ASEAN・EPA	0%
	RCEP	9%
ベトナム	一般税率(MFN)	10%
	日ベトナムEPA	0%
	日ASEAN・EPA	0%
	TPP11	0%
	RCEP	9.1%
メキシコ	一般税率(MFN)	5%
	日メキシコEPA	0%
	TPP11	0%

(注)RCEPは発効時(2022年1月1日)の税率

品目別原産地規則を比較して、より緩やかな規定をしているEPAを活用



自社で輸出する場合

いずれのEPAの特恵税率は無税(0%)



EPAを活用している企業に納入する場合

納入先企業が採用しているEPAの原産地規則に従う

点火プラグ(8511.10)品目別原産地規則

判断基準(例)



国名	EPA	品目別原産地規則	関税分類変更基準	点火プラグ部品(HS851190)域外品の使用	付加価値基準(域内原産割合)
タイ	日タイEPA	第八五一ー・一〇号から第八五一ー・八〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八五一ー・一〇号から第八五一ー・八〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。)。	6桁	○	40%
	日ASEAN・EPA	一般ルール(注)	4桁	×	40%
ベトナム	日ベトナムEPA	LVC四十パーセント又は、CTSH	6桁	○	40%
	日ASEAN・EPA	一般ルール(注)	4桁	×	40%
	TPP11	第八五一ー・一〇号から第八五一ー・八〇号までの各号の产品への他の号の材料からの変更	6桁	○	未設定
メキシコ	日メキシコEPA	第八五一ー・一〇号から第八五一ー・八〇号までの各号の产品への他の項の材料からの変更又は、第八五一ー・一〇号から第八五一ー・八〇号までの各号の产品への第八五一ー・九〇号の材料からの変更(この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。)及び域内原産割合が六十五パーセント以上であること。	4桁	×	未設定
	TPP11	第八五一ー・一〇号から第八五一ー・八〇号までの各号の产品への他の号の材料からの変更	6桁	○	未設定

(注)協定本文に規定:他の項の材料からの変更又は付加価値40%以上

【第三者証明制度】

日本商工会議所 EPAに基づく特定原産地証明書発給事業

<https://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/>

日本商工会議所
The Japan Chamber of Commerce and Industry

EPAに基づく特定原産地証明書発給事業

初心者向け 利用条件 取得までの流れ 取得ためのマニュアル お客様サポート セミナー情報

特定原産地証明書で輸出ビジネスをサポートします。

初心者向け
EPAとは?
特定原産地証明書とは?
取得までの流れ

セミナー情報

新着情報

2020/6/26 (東京事務所)営業時間変更のご案内

2020/6/10 原産地証明書に係る規定を柔軟化、事後提出の期限を緩和(ベトナム)(ジエトロ)

2020/6/8 【ご連絡】6月8日(月)から日本商工会議所国際部の電話対応を再開します

2020/6/8 (まとめ)新型コロナウイルス感染症の拡大に関するご案内について(6月8日現在)

2020/3/17 【開催中止となりました】EPA(経済連携協定)活用セミナーのご案内(2020年5月28日/29日、名古屋)

2020/2/4 【開催中止となりました】EPA(経済連携協定)活用セミナーのご案内(2020年3月3日、金沢)

2020/2/3 EPA(経済連携協定)活用セミナーのご案内(2020年2月21日、北九州)

2020/1/14 EPA(経済連携協定)活用セミナーのご案内(2020年2月27日、福山)

ステップ1 輸出产品的HSコードを確認する

ステップ2 EPA税率の有無や税率を確認する

ステップ3 各EPAに定められた輸出產品に係る規則等を確認する

ステップ4 輸出產品に係る原産性を確認する

ステップ5 「企業登録」をする

ステップ6 「原產品判定依頼」を行う

ステップ7 「特定原産地証明書の発給申請」を行う

第三者証明制度(日本商工会議所)		自己申告制度(自己証明制度)
ステップ1	輸出產品のHSコードを確認する	輸出產品のHSコードを確認する EPA税率の有無や税率を確認する 各EPAに定められた輸出產品に係る規則等を確認する 輸出產品に係る原產地性を確認する (原產品であることを明らかにする資料、(原產品であることを明らかにする資料、 裏付け資料の作成等)
ステップ2	EPA税率の有無や税率を確認する	
ステップ3	各EPAに定められた輸出產品に係る規則等を確認する	
ステップ4	輸出產品に係る原產地性を確認する (原產品であることを明らかにする資料、(原產品であることを明らかにする資料、 裏付け資料の作成等)	
ステップ5	「企業登録」をする	
ステップ6	「原產品判定依頼」を行う	
ステップ7	「特定原產地證明書の發給申請」を行う	